第十七条　協力

1　両締約国は、自動車並びにその部品及び装置の貿易を一層円滑にし、並びに市場アクセスの問題が生ずる前に当該問題に対処するため、安全性及び環境の保全を確保しつつ、対象産品に関する問題について協力することに合意する。

2　一方の締約国は、対象産品に関する事項について、他方の締約国による書面による質問又は意見であって十分に実証されたものに回答する。その回答は、書面により、適時に及び当該質問又は意見の受領の日の後六十日を超えない期間内に行う。

3　両締約国は、2に規定する質問又は意見及び回答の後、対象産品に関する残された問題について速やかに明確にするために協力するものとし、また、可能な場合には、相互に満足すべき解決を求めるために当該問題に対処する。

第十八条　セーフガード

1　各締約国は、この協定の効力発生の後十年間、他方の締約国が次のいずれかのことを行う場合には、同等の譲許又は他の同等の義務の適用を停止する権利を留保する。(注)

(a)　付録二―C―1に掲げる国際連合規則の適用を行わず、又は終止すること。

(b)　付録二―C―1に掲げる国際連合規則の適用の利益を無効にし、又は損なう他の規制措置を導入し、又は改正すること。

注　譲許又は他の義務の適用の停止の程度は、(a)又は(b)に規定する国際連合規則が対象とする産品の両締約国間の貿易額の程度を超えてはならない。

2　1の規定に基づく譲許又は他の義務の適用の停止は、次条に規定する迅速化された紛争解決手続による決定が行われる時又は相互に受け入れることができる解決が見いだされる（同条(b)の規定による協議を通じて見いだされる場合を含む。）時のいずれか早い方の時までの間においてのみ効力を有する。

第十九条　迅速化された紛争解決

第二十二章の規定は、次の修正に従うことを条件として、この附属書について適用する。

(a)　この附属書の規定の解釈又は適用に関する紛争については、緊急に処理を要する事案とみなす。

(b)　第二十二・五条4に定める協議のための期間については、四十五日から十五日に短縮する。

(c)　第二十二・十八条1に定めるパネルが中間報告書を送付するための期間については、パネルの設置の日の後百二十日から六十日に短縮する。

(d)　第二十二・十九条1に定める最終報告書を送付するための期間については、中間報告書の送付の日の後三十日から十五日に短縮する。

(e)　次の規定は、第二十二・二十条に加えられたものとみなす。

「被申立国が最終報告書を履行するために措置をとるに当たって立法上の措置を必要としない場合には、合理的な期間は、通常九十日を超えてはならず、いかなる場合にも最終報告書が送付された日から百五十日を超えてはならない。」

第二十条　自動車及び部品に関する作業部会

1　第二十三・四条1の規定に基づいて設置される自動車及び部品に関する作業部会は、この附属書の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2　この作業部会は、次の任務を有する。

(a)　いずれかの締約国の要請に応じ、この附属書の下で生ずる事項について討議すること。

(b)　第五条から第九条までの規定に従って、付録二―C―1及び付録二―C―2の改正の必要性を評価すること。

(c)　この附属書の規定に基づいて協力を行うこと。

(d)　第十三条の規定に基づいて協議を行うこと。

(e)　締約国が提起する特定の問題に対処するため、いずれかの締約国の要請により特別作業部会を設置すること。

(f)　合同委員会が第二十三・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

3　第二十三・四条4(a)及び(c)の規定にかかわらず、作業部会は、いずれかの締約国の要請に応じ、両締約国が決定する場所において会合する。

付録二―C―1　両締約国が適用している国際連合規則

規則番号	名称
三	動力駆動車両及びそのトレーラーの再帰反射器の認可に関する統一規定
四	動力駆動車両及びそのトレーラーの後部番号灯の認可に関する統一規定
六	動力駆動車両及びそのトレーラーの方向指示器の認可に関する統一規定
七	自動車及びそのトレーラーの車幅灯、尾灯、制動灯及び上側端灯の認可に関する統一規定
一〇	車両の電磁両立性に係る認可に関する統一規定
一一	車両のドアラッチ及び扉保持構成部品に係る認可に関する統一規定
一二	車両の衝突時のかじ取装置に対する運転者保護に係る認可に関する統一規定
一三	車両区分M、N及びOの車両の制動装置に係る認可に関する統一規定
一三―H	乗用車の制動装置に係る認可に関する統一規定
一四	車両の座席ベルトの取付装置に係る認可に関する統一規定
一六	次に掲げる認可に関する統一規定 Ⅰ　用補助乗車装置の認可 Ⅱ　用補助乗車装置及びアイサイズ年少者用補助乗車装置を装備している車両の認可
一七	車両の座席、座席の取付装置及び頭部後傾抑止装置に係る認可に関する統一規定
一九	動力駆動車両の前部霧灯の認可に関する統一規定
二一	車両の内装部品に係る認可に関する統一規定
二三	動力駆動車両及びそのトレーラーの後退灯及び側方照射灯の認可に関する統一規定
二五	頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）（車両座席に組み込まれているかどうかを問わない。）の認可に関する統一規定
二六	車両の外部突起に係る認可に関する統一規定
二七	停止表示器材の認可に関する統一規定
二八	警音器の認可及び自動車の音響信号に係る認可に関する統一規定
三〇	自動車及びそのトレーラーの空気入りタイヤの認可に関する統一規定
三四	車両の火災の危険予防に係る認可に関する統一規定
三七	動力駆動車両及びそのトレーラーの認可されたランプにおいて使用される白熱灯光源の認可に関する統一規定
三八	動力駆動車両及びそのトレーラーの後部霧灯の認可に関する統一規定
三九	車両の速度計及び走行距離計の装置（その取付けを含む。）に係る認可に関する統一規定
四一	モーターサイクルの騒音に係る認可に関する統一規定
四三	安全ガラス材及び車両へのその取付けの認可に関する統一規定
四四	動力駆動車両の年少者乗員用の補助乗車装置（「年少者用補助乗車装置」）の認可に関する統一規定